

寝屋川市耐震不足木造住宅除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 寝屋川市耐震不足木造住宅除却補助金（以下「補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）に存する耐震不足の木造住宅（国又は地方公共団体が所有する建築物を除く。以下同じ。）を除却する当該木造住宅の所有者に対し、予算の範囲内において、当該木造住宅の除却工事に係る費用の一部を補助することにより、市内の耐震性が不足している木造住宅の建て替えを促進し、もって地震による市内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造（混構造を含む。）のものであって、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅に該当するもの（当該住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断技術者が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号の規定により国土交通大臣が定める技術上の指針又は一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法若しくは精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。）その他市長が適当と認める方法に基づき木造住宅の耐震性について判定することをいう。
- (3) 耐震診断技術者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会の受講修了者名簿（平成24年度以後のものに限る。）に登録されて

いる者

イ 一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断及び補強方法に関する講習会（平成 24 年度以後に限る。）を受講し、講習修了証明書の交付を受けた者

ウ その他市長がア又はイと同等以上の技術を有すると認める者

- (4) 評点 耐震診断技術者が行った耐震診断の総合評価における上部構造評点の数値（第 2 号に規定する市長が適当と認める方法による場合にあっては、当該方法で用いて得た数値をいう。）をいう。
- (5) 除却工事 補助金の交付を受けることができる者が、補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）を全て除却する工事をいう。ただし、区分所有建築物の場合は、その所有している部分を除却する工事をいい、除却に伴う当該建築物の他の所有者が所有する部分に係る復旧工事は含まないこととする。
- (6) 除却工事施工者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項の登録を受けた解体工事業者をいう。

（補助対象建築物）

第 4 条 補助対象建築物は、次の各号に掲げる要件を全て満たす木造住宅で、除却工事施工者により除却工事が行われるものとする。

- (1) 原則として昭和 56 年 5 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項に規定する確認を受けて建築されたもの。
- (2) 1 年以上空き家になっていないものであること。
- (3) 耐震診断の総合評価における上部構造評点が 1.0 未満のもの若しくは構造耐震指標 0.7 未満のもの又は、国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集の「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づく診断の結果が 7 点以下であること。
- (4) 補助対象建築物の所有者と占有者が異なる場合、補助対象建築物の所有者と土地所有者が異なる場合、補助対象建築物が共有である場合、又は補助対象建築物が区分所有建築物の一部である場合は、当該補助対象建築物の除却工事を行うことについて、当該利害関係者の同意を得ていること。

- (5) 地階を除く階数が3以下であること。
- (6) これまでに寝屋川市木造住宅耐震改修補助金の交付を受けて耐震改修工事が行われたもの又は除却工事において他の要綱等に基づく補助金の交付を受けたもの（区分所有建築物の場合は、その所有している部分をいう。）でないこと。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物を所有する個人であること。
- (2) 本市において納付すべき市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (3) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団又は、同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、除却工事に要する費用とする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額と500,000円とのいずれか少ない額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、除却工事に着手する前に、寝屋川市耐震不足木造住宅除却補助金交付申請書に次の各号に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は法第7条第5項に規定する検査済証の写し（当該書類が無い場合は、建築年月日又は工事完了年月日が確認できるもの）
- (2) 補助対象建築物の所有者を確認することができる書類
- (3) 除却工事工程表
- (4) 補助対象建築物の現況図（附近見取図、配置図及び平面図）

- (5) 補助対象建築物の現況写真
- (6) 耐震診断技術者が作成した補助対象建築物の耐震診断報告書又は「誰でもできるわが家の耐震診断」における耐震診断問診表
- (7) 耐震診断技術者を証する書類（耐震診断報告書を作成した場合に限る）
- (8) 補助対象経費の見積書及び内訳明細書
- (9) 市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がないことを証する書類（補助対象建築物を共有している場合においては、共有者全員のもの）
- (10) 補助対象者と占有者が異なる場合、補助対象者と土地所有者が異なる場合、補助対象建築物が共有である場合は、当該利害関係者の同意書
- (11) 補助対象建築物が区分所有であり、その一部のみを除却する場合は、除却しない部分の区分所有者の同意書
- (12) 委任者がいる場合は委任状
- (13) 誓約書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)

第9条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、寝屋川市耐震不足木造住宅除却補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しないことを決定したときは、寝屋川市耐震不足木造住宅除却補助金不交付決定通知書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(除却工事の着手)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた日から30日以内に、除却工事に着手するものとし、着手したときは直ちに寝屋川市耐震不足木造住宅除却着手届に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の請負契約書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請内容の変更又は中止)

第11条 第9条に規定する交付決定の通知後に第8条に規定する申請の内容を変更しようとする補助事業者は、寝屋川市耐震不足木造住宅除却補助金交付変

更申請書に次の各号に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更内容が分かる書類
- (3) 変更工事費内訳明細書

2 前項の規定により変更の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、寝屋川市耐震不足木造住宅除却補助金交付変更決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更するものとする。

3 第9条に規定する交付決定の通知後に第8条に規定する申請の内容を中止しようとする補助事業者は、直ちに寝屋川市耐震不足木造住宅除却中止届を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第9条の補助金交付の決定は、取り消すものとする。

(実績報告)

第12条 規則第11条に規定する実績報告は、除却工事の完了した日から20日を経過した日又は補助金の交付申請に係る会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、寝屋川市耐震不足木造住宅除却補助金実績報告書に次の各号に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の写真
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(補助金の額の確定)

第13条 規則第13条第1項に規定する補助金の額の確定の通知は、寝屋川市耐震不足木造住宅除却補助金額確定通知書によることとする。

2 規則第13条第2項に規定する補助金の請求は、寝屋川市耐震不足木造住宅除却補助金請求書によることとする。

(決定の取消し)

第14条 規則第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者にあらかじめ弁明書を提出させ、又は弁明の機会を与え、その

意見を聴いた上で、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、寝屋川市耐震不足木造住宅除却補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

3 規則第16条後段の規定による補助金の返還の請求は、寝屋川市耐震不足木造住宅除却補助金返還請求書によることとする。

(標準処理期間)

第15条 規則第6条第1項に定める補助金の交付の決定に係る標準処理期間は、30日とする。

2 規則第13条第1項に定める補助金の額の確定に係る標準処理期間は、30日とする。

(補助事業者に対する指導)

第16条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は必要な指導若しくは助言をすることができる。

(書類の保存)

第17条 補助事業者に対しては、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するよう求めるものとする。

(委任等)

第18条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。